

田川地区消防署大任庁舎設計業務委託仕様書

- 1 施設名称 (仮称) 田川地区消防署大任庁舎
- 2 敷地概要
 - (1) 建設場所 田川郡大任町大字今任原 3 9 5 0 番 5、3 9 5 6 番 1、3 9 5 7 番 4
3 9 5 8 番 3、3 9 5 9 番 2
 - (2) 敷地面積 約 4, 9 5 4 m²、庁舎建築面積 7 0 0 ~ 1, 0 0 0 m²程度
 - (3) 区域区分 準都市計画区域
 - (4) 用途地域 指定なし
 - (5) 防火地域 指定なし
- 3 新消防庁舎概要
 - (1) 防災活動拠点としての機能を発揮できる庁舎
日常の行政機能の拡充を図るとともに、大規模災害等発生時に災害対策の指揮及び情報伝達を行う防災活動拠点として機能が維持でき、所要の耐震性能を有する安全性の高い消防庁舎の施設整備維持管理を実施する。
さらに、迅速な人命救助を想定し、防災対応場外離着陸場のヘリポートを設置するために外壁等が強固である施設であること。
 - (2) 高度情報化時代に対応した庁舎の整備
高度情報化社会の進展により、消防業務においても今後ますます情報量が多種多様で膨大な量にのぼることが予想される。効率的な行政サービスを邁進するために、消防業務 I T 化を推進するとともに、将来の消防 I T 基盤整備に柔軟に対応できる施設とする。
 - (3) 総合訓練施設の整備
日常業務訓練としての実践的な火災防御訓練、消防団や各種防火団体等の育成に伴う訓練や消防防災に関する諸行事等の総合防災訓練及び住民のための防災教育としての初期消火訓練や救急講習等が実施できること。
 - (4) 住民に開かれた、人と環境にやさしい長寿命化に配慮した消防庁舎の整備
防災の広告塔としてユニバーサルデザインを取り入れ、住民に開かれた人にやさしい施設とし、住民サービスや事務の効率化及び男女共同参画社会基本法に適應した一般行政機能として充実していること。
さらに、地球環境保全に対する取り組みとして新エネルギーの採用を図るとともに全ての人が利用しやすい庁舎環境を考慮し、長寿命化に安定した機能保持と省電力、冷暖房効率などの環境負荷の低減に配慮すること。

4 新消防庁舎の建物概要

- (1) 棟概要 消防庁舎 延べ面積 700～1,000㎡程度、
- (2) 配置人員 19名(18名(当直者9名×2交替制)+日勤者1名)
- (3) 配置車両 タンク車、水槽車、救急車(高規格)、広報車 4台程度
- (4) 庁舎主要 各諸室の構成区分を庁舎内と附属等とする。

ア 庁舎内 事務室、防災研修室、トレーニングルーム、書庫、職員用出入口、防火衣室、資機材室、救急資機材室、救急消毒室、車庫、ホース収納庫、空気呼吸器用ボンベ・医療用酸素ボンベ収納庫、油脂庫、待機室、食堂・厨房、仮眠室(男性9室)、洗面室、浴室・脱衣室、洗濯室、トイレ(男・女・身障者)、女性用スペース(仮眠室、洗面室、浴室、脱衣室、トイレ)、廊下用スペース等

イ 附属等 受水槽、自家発電設備、電気室・機械室、避雷針、地上型消火栓、給水型防火水槽、ホース洗浄及び乾燥(ホース乾燥リフター)施設、国旗掲揚用ポール、横断幕装置、屋外掲示板、庁舎看板、庁舎内案内図、訓練スペース(ポンプ操法訓練用スペースを確保)、ヘリポートスペース、来客用駐車場、職員用駐車場、駐輪場、合併浄化槽、外周フェンス、ゴミ・リサイクル集積庫、各種備品、既存指令システム移設、事務用パソコン無線設備等

5 業務内容

- (1) 田川地区消防署大任庁舎建設工事設計業務
(建築工事・電気設備工事・空調換気設備工事・給排水衛生設備工事(浄化槽工事含む)・外構工事に係る設計業務一式)
- (2) 地質調査
- (3) 許認可申請業務(建築確認申請業務を含む)
- (4) 電波障害調査
- (5) その他参考資料の作成

6 成果物等

- (1) 基本設計段階においては、下記を整理した設計概要書を作成すること
 - ・設計条件の整理(耐震性能、設備機能水準等を含む)
 - ・建築物の概要(設計の方針やコンセプト、規模、配置計画、面積表、内外主要仕上)
 - ・概算工事費、概略工程表
- (2) 実施設計における成果物は表1-2による。(不要図書等は別途協議)
- (3) 提出図書の部数は表-2による。
- (4) 設計基準等は、表-3による。

7 履行期間

契約締結の翌日から令和7年12月25日まで、ただし、概算工事費については令和7年9月25日まで。

8 資料等成果品の公開禁止

資料等など一切の成果品に係る権利はすべて福岡県田川地区消防組合に帰属することとし、受注者はこれらを福岡県田川地区消防組合の承諾なしに他のいかなる者に対しても閲覧に供し、複写させ、資料等成果品を譲渡し、又は発注情報として提供してはならない。

9 その他

- (1) 受託者は、調査等のために公有又は私有の土地に立ち入る場合、身分証明書を常時携帯するとともに、関係住民等から請求があればこれを提示しなければならない。また、私有地等の立入については、発言及び作業を慎重にし、住民に不安感、悪感情等を与えないよう注意すること。
- (2) 受託者は、業務途中における中間成果を求められたときは、委託者の指示により提出するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項が発生した場合には、委託者及び受託者で協議し決定すること。
- (4) 確認済証の取得期限については別途協議することとし、かかる一切の申請手数料は、業務委託料に含む。